

【第3版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法Ⅰ 第3版』訂正表

2019年6月21日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
もくじ8頁	9行目	第4節 <b>完全</b> 猶予・更新	第4節 <b>完成</b> 猶予・更新
37頁	014の解答	○	×
348頁	001の問題文 2行目	遺留分 <b>減殺</b> 請求権	遺留分 <b>侵害額</b> 請求権

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法 第3版』訂正表

2016年12月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
67頁	127の解説文	<p>× 判例(伊方原発訴訟)は、行政機関が定められている場合……過誤、欠落があるか審査されるとしている。</p>	<p>○ 判例(伊方原発訴訟)は、第三者的機関による判断が行政庁の処分に関与している場合、その<b>第三者機関の判断過程に着目し、第三者機関が用いた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいはその判断の過程に看過しがたい過誤・欠落があり、これに依拠して行政庁の処分がなされた場合にはその処分は違法となる</b>としている。</p>

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法 第3版』訂正表

2017年2月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
17頁	026の解説 2行目	<b>百選</b> 6事件	<b>判例シリーズ</b> 6事件
33頁	038の解説 4行目	108条2項5号イ・107条2項2号	108条2項5号イ、107条2項2号
123頁	132の解答	×	○
146頁	209の問題文 1行目	監査等委員会でない	監査等委員でない
147頁	209の解説文 1から2行目	(監査等委員会であるものを除く)の任期は、原則として1年である。 <b>取締役会</b> 設置会社では、	(監査等委員であるものを除く)の任期は、原則として1年である。 <b>監査等委員会</b> 設置会社では、
	209の解説文 5行目	監査等委員会でない	監査等委員でない
	210の解説文 1行目	監査等委員会である	監査等委員である
149頁	213の解説 3行目	327条1項 <b>3号</b>	327条1項 <b>4号</b>
223頁	045の解答	×	○

【第2版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 憲法 第2版』訂正表

2016年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
98頁、99頁	037 問題文の下から2行目、解説文の下から3行目	議席を過 <b>小</b>	議席を過 <b>少</b>
100頁	045の問題文(判例変更による修正)	<p>女子のみに再婚禁止期間を定める民法第733条の合憲性が争われた事例の判例の理解からすると、立法当時に比べて父子関係の立証がはるかに容易になっている現状においては、立法目的の合理性を肯定することは困難である。</p> <p>H19-5-エ</p>	<p>憲法14条1項は法の下での平等を定めており、この規定が事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであるとする判例の立場からすれば、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は、憲法14条1項に反することになる。</p>

101頁	045の解説文 (判例変更による修正)	判例(最判平7. 12. 5〔百選 I 32事件〕, 女子再婚禁止期間事件)は, 民法733条の立法趣旨は, 父性の推定の重複を回避し, 父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解されると述べているのであり, 現状においても, 父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐという立法目的の合理性を肯定することは困難ではない。	判例(最大判平成27年12月16日)は, 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は, 夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており, 夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の協議に委ねているのであって, その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく, 本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないなどとして, 憲法14条1項に違反するものではないとしている。
------	------------------------	--	---

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 I 第2版』訂正表

2017年4月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
61頁	076の解説文 2行目	545条1項ただし書	545条1項本文
108頁	065の問題文 2行目	Bが当該代金債務を承認	Bが <b>時効の完成を知って</b> 当該代金債務を承認
109頁	065の解説文 5行目	また, <b>時効の中断の効果は相対効</b> であることから(148条), 主債務者が債務の承認をした場合でも‘物上保証人は時効を援用することができる’としている。	また, 本問では, 時効期間経過後に主債務者が <b>時効の完成を知って</b> 債務を承認しているため, これは <b>時効の利益の放棄</b> にあたる。そして, 判例上, <b>時効の利益の放棄は相対的</b> で, 物上保証人に影響を及ぼさないとされている(最判昭42. 10. 27)。援用権者それぞれの意思を尊重する観点から, 通説も同様の見解をとる。
168頁	031の問題文 1行目	前記030の事案において	<b>Aが3分の2, B, が3分の1の持分で甲土地を共有している場合</b>
190頁	017の問題文 4行目	第三者がその占有を取得した	第三者がその <b>所有権</b> を取得した
191頁	016の解説文 1行目	<b>雨具</b>	<b>雨戸</b>
252頁	011の問題文 (法改正による修正)	女は, 前婚の解消又は取消しの日から6か月経過後でなければ, 再婚することはできないが, 前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には, その出産の日から, 再婚することができる。	女は, 前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ, 再婚をすることができないが, 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合や, 前婚の解消又は取消しの後に出産した場合はその限りでない。
253頁	011の解説文 (法改正による修正)	女は, <b>前婚の解消又は取消しの日から6か月</b> を経過した後でなければ, 再婚をすることができない(733条1項)。もっとも, 女性が前婚の解消又は取消しの前から <b>懐胎</b> していた場合には‘その <b>出産の日から</b> , 733条1項の適用はない(同条2項)。	女は, 前婚の解消又は取消しの日から起算して <b>100日</b> を経過した後でなければ, 再婚をすることができない(733条1項)。もっとも, ① <b>女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合</b> , ② <b>女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合</b> には, 上記の再婚禁止期間の規定は適用されない(同条2項)。
255頁	021の解説文 2行目	774条1項本文	744条1項本文

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法 II 第2版』訂正表

2016年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
7頁	013の解説 2行目	本記述では, XY間に, 利息を付する旨の特約がないので, 利息は発生しない。	本記述におけるXY間に, 利息を付する旨の特約がない <b>場合には</b> , 利息は発生しない。
23頁	048の解説 1-2行目	債務不履行の時点でどのような損害が生じるか予測できた以上,	<b>債務者が債務不履行の時点で</b> , どのような損害が生じるかを予測できた以上,

74頁	089の問題文 (判例変更による修正)	相殺をするためには、自働債権は弁済期にあることが必要であるが、必ずしも受働債権は弁済期にあることは必要でない。	相殺をするためには、自働債権は弁済期にあることが必要であるが、受働債権については債務者がいつでも期限の利益を放棄することができることから、弁済期が現実に到来している必要はない。
75頁	089の解説文 (判例変更による修正)	○ 相殺をするには、自働債権は弁済期にあることが必要である(505条1項本文)。他方、受働債権は弁済期にあることは必要でない。なぜなら、債務者は期限の利益を放棄することができるからである(136条2項)。	× 相殺をするには、双方の債務が弁済期にあることが必要である(505条1項本文)。もっとも、受働債権については、債務者がいつでも期限の利益を放棄して弁済期を到来させることができるから、弁済期にあることは必要ではないと考えられてきた。しかし、近時の判例(最判平25.2.28)は、受働債権についても、期限の利益の放棄または喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要するとした。
98頁	039の問題文 2行目	行為後に資力が回復	行為後に債務者の資力が回復
275頁	040の解説 1-2行目	不法行為により死亡した被害者は慰謝料請求権を取得し、	不法行為の被害者は慰謝料請求権を取得し、

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑法 第2版』訂正表

2017年5月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
97頁	009の解説文 下から2行目	甲には <b>猟銃</b> 違反の罪が <b>成立する</b> 。	甲には <b>狩猟法</b> 違反の罪は <b>成立しない</b> 。
111頁	031の解説文 1行目	甲は2発撃つ	甲は <b>1</b> 発撃つ
140頁	005の問題文 下から2行目	甲には窃盗罪の教唆犯	甲には <b>殺人</b> 罪の教唆犯
141頁	005の解説文 下から2行目	窃盗罪の教唆犯	<b>殺人</b> 罪の教唆犯
405頁	101の解説文 3行目	必要でない。	必要でない <b>としている</b> 。

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法 第2版』訂正表

2012年11月6日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
132頁	173のランク	無表記	A
133頁	173の解答	無表記	×

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法 第2版』訂正表

2016年12月20日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
35頁	031の解説文	× 判例(最判平4.10.29[判例シリーズ22事件])は、行政機関が定められている場合……過誤、欠落があるか審査され <b>と</b> している。	○ 判例(伊方原発訴訟)は、第三者的機関による判断が行政庁の処分に関与している場合、その <b>第三者機関の判断過程に着目し、第三者機関が用いた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいはその判断の過程に看過しがたい過誤・欠落があり、これに依拠して行政庁の処分がなされた場合にはその処分は違法</b> となるとしている。

【初版】

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 憲法』訂正表

2012年11月6日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
241頁	018の解答	×	○
385頁	024の解答	×	○

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 行政法』訂正表

2012年02月16日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
-----	----	---------	-------

31頁	018の解説文	…選択裁量とは、…免職、 <b>定職、減給</b> …	選択裁量とは、…免職、 <b>停職、減給</b> …
51頁	037の解説文	[ <b>判例シリーズ</b> 132事件]	[ <b>百選</b> 132事件]
133頁	080の解説文	(行政情報公開 <b>26</b> 条)	(行政情報公開 <b>25</b> 条)
135頁	086の解説文	… <b>同法26</b> 条…	… <b>同法25</b> 条…

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民法Ⅱ』訂正表

2011年12月22日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
264頁	014の解答	○	×

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 商法』訂正表

2012年2月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
133頁	146の解説文	( <b>396</b> 条3項)	( <b>371</b> 条3項)
193頁	005の解答	(無記載)	○
208頁	012の問題文	<b>延長</b>	<b>延期</b>
209頁	012の解説文	<b>延長</b>	<b>延期</b>
305頁	023の解説文	制限行為能力者の…負担することは <b>ない</b> (物的抗弁)。*試験対策講座(商・手)6章4節1【2】(2)。弥永(手形・小切手)66頁。田邊62頁	手形法においては、制限行為能力者に関する特則が存在しない。また、制限行為能力者保護の要請は手形行為においても変わらない。よって、民法の一般原則が適用される。したがって、制限行為能力者の行った手形行為は取り消すことができる。*試験対策講座(商・手)6章4節1【2】(1)(b)。弥永(手形・小切手)65頁。田邊62頁。

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 民事訴訟法』訂正表

2012年6月27日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
99頁	044の解説文	債権者代位訴訟において、被 <b>担保</b> 債権(本記述における…)	債権者代位訴訟において、被 <b>保全</b> 債権(本記述…)
121頁	121の解説文	判例(最…[ <b>判例シリーズ</b> 65事件])は…	判例(最…[ <b>百選</b> 65事件])は…
198頁	112の問題文	<b>Y</b> の主張を真実と…	<b>X</b> の主張を真実と…
280頁	034の問題文	控訴をすることができ	控訴をすることができる。
293頁	070の解説文	判例(最…[ <b>百選</b> A36事件])は…	判例(最…[ <b>百選</b> A36 <b>①</b> 事件])は…
319頁	042の解説文	破棄することができるが	破棄することができるが(325条2項、裁量的破棄)、必ずしなければならないわけではない。*試験対策講座16章3節3。伊藤676頁。講義案343頁。

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑法』訂正表

2011年11月10日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
73頁	014の解答	○	×
73頁	015の解答	×	○
155頁	024の解説文	×	○

『伊藤真が選んだ短答式一問一答1000 刑事訴訟法』訂正表

2012年6月27日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
97頁	269の解説文	判例(最…[ <b>百選</b> A14事件])は…	判例(最…[ <b>百選</b> A16事件])は…
101頁	285の解説文	被告人は包括的な…	被疑者は包括的な…
115頁	051の解説番号	<b>051</b>	<b>041</b>
115頁	051の解説	…書面審理で被告人に裁判が <b>下</b> される…	…書面審理で被告人に裁判が <b>言い渡</b> される…
146頁	二つ目の031の問題番号	<b>031</b>	<b>032</b>

215頁	141の解説文	…前記答弁のみをもって、被告人が書面を証拠…	…前記答弁のみをもって、被告人が書証を証拠…
229頁	030の解説文	…無効であるとき」(刑訴338条1項4号)と…	…無効であるとき」(刑訴338条4号)と…
280頁	023のランク	C	A
281頁	023の解説文	* 田口201頁。	* 試験対策講座6章2節[2][1]。田口201頁。